

集会棟運用規則の改正

規約契約委員長 尾崎 裕

集会棟の利用状況を見ますと、近年、使用希望者が増加していることから、使用に関する適正な管理が問題となってきました。このため昨年度から理事会、規約契約委員会では利用方法について議論してきましたが、規約契約委員会では集会棟運用規則改正を6月の団地総会に上程することを理事会に答申することになりました。

従来、組合登録団体規則第7条第1項に「登録団体がその活動をするために集会棟を使用するときは、「集会棟運用規則」により無料(原則として3時間以内)で使用することができる。」との規定があり、3時間を超えても無料で使用していました。この点について、検討を重ねましたが、4時間程度までの使用が大半であるという実態を考慮し、今回、無料で使用できる時間は4時間とし、それを超える

時間の使用については、登録団体であっても、基本使用料を支払うこととしました。

その他、組合員等が使用する場合は、4時間までを原則的に考え、それを超える時間の使用については、基本使用料の3倍の使用料としました。また、組合登録団体規則第7条は今回削除することにしました。

この改正は、本年8月1日受付分(9月の使用分)から適用することなどを提案しています。

改正の集会棟使用区分、使用料金(案)を下の表に示しました。委員会案ですので理事会で一部変更がある可能性もあります。理事会承認後、団地総会に上程される運びとなりましたら、議案書で内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

集会棟使用料金の一覧(改正案)

用区分	集会棟の使用者・団体	4時間以内	4時間超の部分
第1順位	ア 管理組合が、団地総会・棟総会等の会議に使用する場合	無料	無料
	イ 自治会が、総会・夏祭り・文化展に使用する場合	無料	無料
	ウ 管理組合員・自治会委員が、通夜・葬儀に使用する場合	無料	無料
	エ 管理組合が、運営・業務上使用する場合	無料	無料
	オ 自治会が、運営・業務上使用する場合	無料	無料
第2順位	ア 管理組合登録団体規則により認められた登録団体が使用する場合	無料	基本使用料金
	イ 警察、消防署、市役所及び保健所等が、組合員等のために催事に使用する場合	無料	
第3順位	ア 組合員等が、会議・行事に使用する場合で使用者の半数以上が組合員等である場合	基本使用料金	3倍使用料金
	イ 組合員等が、親睦を目的で使用する場合で使用者の半数以上が組合員等である場合	基本使用料金	3倍使用料金
第4順位	第3順位のア・イの使用の場合で、使用者の半数未満が組合員等である場合	2倍使用料金	3倍使用料金
第5順位	組合員等又はその他の者が、商品の展示・宣伝・販売のために使用する場合	3倍使用料金	
その他	理事会(急を要するときは理事長)が、特に必要と認めた場合	事案により 第2順位～第5順位の使用料金	